

入院期間が一定日数を越える入院に関する事項について

特定の状態等にある以外の同一疾病で一定入院期間(180日)が経過した場合、入院基本料の一部が下記の通り「選定療養費」として1日に付き自費徴収となります。

※他医療機関の入院期間も通算されます。

該当する患者様には期日が近づきましたら個別にお知らせいたします。

(税込価格)

一般病棟非該当者

通算対象入院料の基本点数の15%相当

2,412円